

豊島区
国民健康保険課
からの
お知らせ

10月から国民健康保険料は 年金から引き落とされます

令和7年10月から、ご世帯の国民健康保険料を年金から天引き(特別徴収)させていただくことになりました。別紙の「国民健康保険料決定(変更)通知書」によりお知らせします。

なお、7月に介護保険料と合算して再度判定を行った結果、年金からの天引き(特別徴収)が中止になる場合もあります。

特別徴収

開始になる とき

下記①～④すべての条件を満たすと年金からの天引き(特別徴収)が開始されます。

- ① 世帯主が、国民健康保険に加入している。
- ② 国民健康保険の加入者全員が65歳以上である。
- ③ 介護保険料が年金から天引きされている。
- ④ 介護保険料と国民健康保険料の合計が年金受給額(★)の1/2を超えない。
ただし、①～④に該当する世帯でも、(ア)・(イ)に該当する場合は対象外。
(ア)国民健康保険料を口座振替により納付している。
(イ)令和8年3月31日までに世帯主が75歳になる。

(★)複数の年金を受給している場合、介護保険法施行令第42条に規定される優先順位の高い年金額のみで判定します。

特別徴収

中止になる とき

下記①～⑥いずれかの条件に該当するとき、年金からの天引き(特別徴収)が中止になります。

- ① 7月の介護保険料との合算判定で、介護保険料と国民健康保険料の合計が年金受給額の1/2を超えたとき。
- ② 年度最初の保険料納付期限(令和7年6月30日)までに年間保険料を全額支払ったとき。
- ③ 特別徴収額が減額になるとき。
- ④ 年金の支払いが停止されたとき。
- ⑤ 世帯主が国保の資格を喪失したとき。
- ⑥ 納付方法を口座振替に変更したとき。

※①～④の場合、翌年以降の判定により再度特別徴収が開始されることもあります。

※年度途中で年金からの天引き(特別徴収)が中止となった場合や保険料が増額になった場合には、納付書払い(普通徴収)となります。

その場合には、別途通知を送付します。

【今後のお支払い方法】

令和 7 年度						
6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10月期	12月期	2月期
納付書	納付書	納付書	納付書	10 月分 年金から 徴収	12 月分 年金から 徴収	2 月分 年金から 徴収
納付書払い(普通徴収)				特別徴収(本徴収)		

- ・令和 7 年度の年金からの特別徴収は、年間保険料の1/2を3回に分けて徴収します。
- ・具体的な金額は、同封の「国民健康保険料決定(変更)通知書」をご確認ください。

令和 7 年度	令和 8 年度 *令和 9 年度以降も同様の考え方					
2月期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期
2 月分 年金から 徴収	4 月分 年金から 徴収	6 月分 年金から 徴収	8 月分 年金から 徴収	10 月分 年金から 徴収	12 月分 年金から 徴収	2 月分 年金から 徴収
	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		



4・6・8 月期は前年度 2 月期
と同額をそれぞれ徴収します



令和 8 年度保険料総額から仮徴収
額を引いた残りの額を徴収します

特別徴収は年度途中で意図せず中止する場合があります

特別徴収となる対象者は法令によって決まっており、対象者の判定は年に 2 回(4 月、7 月)行います。4 月の判定で対象者となり本通知を受け取った方でも、7 月に決定する介護保険料の金額によっては年度途中でも特別徴収が中止となり、以降、普通徴収(納付書払い)となる場合がございます。一方、保険料の支払方法を口座振替とすると、ずっと支払方法が変わらない(引落とし不能等の場合を除く)ため、おすすめです★
口座振替をご希望の方は、同封の「口座振替依頼書」にてお申込みください。

【担当部署】 国民健康保険課 資格・保険料グループ
電話番号:03-3981-1111 (豊島区役所コールセンター)

